

松江市横断歩道橋長寿命化修繕計画

松江市都市整備部

平成30年3月

(平成31年3月 第1回改訂)

(令和4年3月 第2回改訂)

(令和4年12月 第3回改訂)

(令和5年3月 第4回改訂)

(令和6年3月 第5回改訂)

1. はじめに

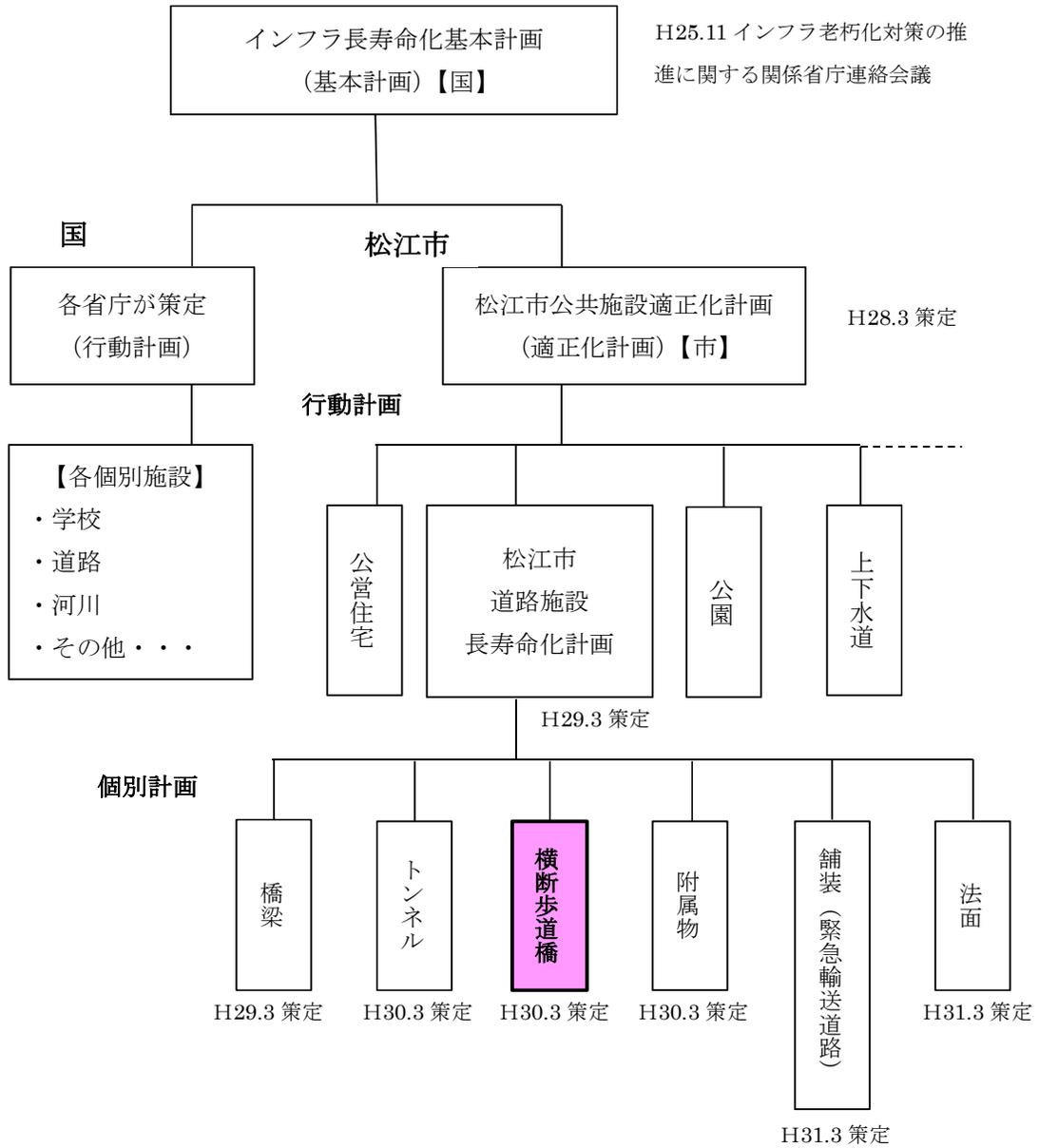
(1) 本計画の位置付け

公共施設の長寿命化を図るため、国において平成25年11月29日に「インフラ長寿命化基本計画」(以下、「基本計画」という。)が策定されました。

本市においては、「松江市公共施設白書」(平成25年6月)の策定により、市が保有する全ての公共施設を維持、改修、更新していくことが困難な状況にあることを認識したことから、本市が保有する多種・多様な公共施設を将来にわたり持続可能な量と質へと転換するため「松江市公共施設適正化基本方針」(平成26年9月)を策定し、この方針に沿って、中長期的な視点から公共施設のあり方を個別具体的に示す「松江市公共施設適正化計画(松江市公共施設等総合管理計画)」(以下「適正化計画」という。)を策定しました。この適正化計画では、松江市が管理するインフラを含む公共施設等の特性や維持管理・更新等の取り組みの方向性が示されています。またインフラ施設のうち、特に道路施設について「松江市道路施設長寿命化計画」(以下「長寿命化計画」という)を策定したところです。

本計画は、この長寿命化計画に基づき、横断歩道橋における定期点検及び修繕の具体的な対応方針を定めたものであり、行動計画に基づく個別施設計画として位置付けます。(図1参照)

図1 松江市道路施設長寿命化基本計画体系図



(2) 対象施設

本計画の対象とする施設は、松江市が管理する道路法第 2 条第 1 項に規定する道路における横断歩道橋（以下「歩道橋」という。）とします。

(3) 計画期間

本計画の期間は令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間とします。

ただし、歩道橋の状態は経年劣化や疲労等によって時々刻々と変化することから、定期点検結果等を踏まえ、適宜、計画を更新するものとします。

2. 施設の現状

(1) 市内の歩道橋数

松江市では、令和 6 年 3 月 31 日現在、表 1 のとおり 13 橋の歩道橋を管理しています。

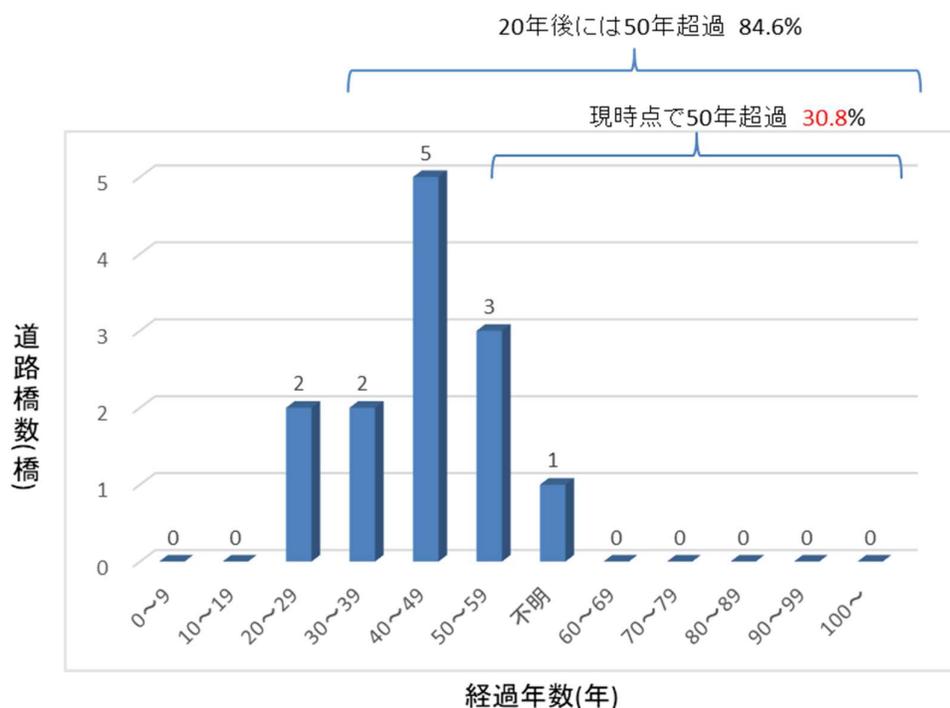
表 1 松江市管内の歩道橋数 (R6.3.31 現在)

事務所	事業所	歩道橋数
松江	松江	8
	玉湯	1
	宍道	1
	東出雲	3
計		13

(2) 歩道橋の年齢構成

松江市が管理する歩道橋 13 橋のうち、建設後 50 年を超過する歩道橋の占める割合は図 2 のとおり 30.8%ですが、20 年後には 84.6%となり、急速に歩道橋の高齢化が進行します。

図2 松江市が管理する歩道橋の経過年数ごとの橋梁数



3. メンテナンスサイクルの基本的な考え方

歩道橋の老朽化対策を確実に進めるため、点検→診断→措置→記録→（次回点検）のメンテナンスサイクルを構築します。

(1) 定期点検

1) 点検の頻度

定期点検は5年に1回の頻度で実施することを基本とします。

2) 点検の方法

定期点検は、近接目視により行うことを基本とし、全ての部材に近接して部材の状態を評価します。

定期点検では、健全性の診断の根拠となる道路橋の現在の状態を、近接目視により把握するか、近接目視と同等の健全性の診断を行う事が出来ると判断した方法により把握します。

近接目視とは肉眼により部材の変状等の状態を把握し、評価が行える距離まで接近して目視を行うことと定義します。

近接目視と同等の健全性の診断を行う事が出来ると判断した方法とは、ドローンやロボット等による近接撮影画像などの点検支援技術のことと定義します

また、必要に応じて触診や打音検査を含む非破壊検査技術などを行います。

点検時にうき・はく離等があった場合は、道路利用者及び第三者被害が予測される橋梁においては、事故防止の観点から応急的に措置を実施した上で判定を行います。

横断歩道橋には、標識や照明施設などの道路附属物が添架されている場合があります。これらの附属物も時々刻々と劣化・損傷が変化しており、落下等した場合には道路利用者及び第三者被害が予測されることから、本体点検と同時期に詳細点検を行います。

(2) 診断

定期点検では、部材単位及び歩道橋毎の「健全性の診断」を行います。

健全性の診断は「Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ」の4段階の区分で行います。

健全性の診断にあたっては、健全度判定会を実施し、診断結果にバラツキが生じないようにします。

1) 部材単位の健全性の診断

部材単位の健全性の診断は、表 2 の判定区分により行うことを基本とします。

表 2 部材単位の健全度判定区分

区分		状態
Ⅰ	健全	歩道橋の機能に支障が出ていない状態
Ⅱ	予防保全段階	歩道橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
Ⅲ	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
Ⅳ	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、または生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

2) 歩道橋毎の健全性の診断

歩道橋毎の健全性の診断は、表 3 の判定区分により行います。

歩道橋単位の診断は、部材単位の健全性の診断結果を踏まえて、主要な構造に着目し、歩道橋毎で総合的に判断します。

表3 歩道橋の健全度判定区分

区分		状態
I	健全	歩道橋の機能に支障が出ていない状態
II	予防保全段階	歩道橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、または生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

(3) 措置

診断結果に基づき、道路の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講じます。

(4) 記録

定期点検及び健全性の診断の結果、並びに措置の内容等を記録し、当該歩道橋が利用されている期間中はこれを保存します。

4. 老朽化対策の実施

(1) 対策の優先度評価

松江市が管理する歩道橋は、幹線道路に架かるものがほとんどです。

限られた予算でこれらを一斉に修繕していくことは困難であり、どの歩道橋の修繕を優先的に行うか評価をする必要があります。

対策の優先度評価は、健全度及び表4のとおり歩道橋の区分により行います。

点検・補修により健全度を変更した場合には、優先順位の見直しを行います。

表4 歩道橋の区分

グループ	内容	対象歩道橋数
1	・緊急輸送道路（第1次～第3次）に架かる歩道橋	4
2	・上記以外の歩道橋	9

修繕対策の優先度の考え方は原則以下のとおりとします。

- ①定期点検の結果、健全度が低い順。
- ②健全度が同じ場合はグループ順。
- ③グループが同じ場合は、緊急輸送道路の分類の上位順。

(2) 管理目標

管理目標は表5のとおり設定し、それに基づいて処置・対策（経過観察、予防保全対策、事後保全対策、大規模補強対策）を講じるものとします。

表5 管理目標

歩道橋の状態	措置内容	歩道橋の区分	
		グループ1	グループ2
歩道橋の機能に支障が生じていない状態。 (健全度Ⅰ)	経過観察		
歩道橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。 (健全度Ⅱ)	予防保全対策	将来的な管理目標	
構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。 (健全度Ⅲ)	事後保全対策	当面はⅢの解消をめざす	
構造物の機能に支障が生じている、または生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。 (健全度Ⅳ)	大規模補強対策	点検・診断後、直ちに緊急対応	

当初は健全度Ⅲの解消を優先的に実施し、予算状況等を勘案しながら早期に措置を講じるよう計画します。

健全度Ⅲへの対策が一段落した時点で、健全度Ⅱの予防保全段階での管理を目指します。

健全度Ⅳの場合には、発見後直ちに歩道橋の通行規制等の緊急対応並びに交差する道路への落下防止等の応急対策を行い、その後修繕・架替え等の措置を講じます。

(3) 歩道橋修繕方針

- 1) 点検、診断結果に基づく判定区分に応じて対策を講じます。
- 2) 緊急対応の必要がある歩道橋（健全度Ⅳ）は、発見後直ちに歩道橋の通行規制等の緊急対応並びに交差する道路への落下防止等の応急対策を行ったうえで、本対策を行います。
- 3) 早期に措置を講じる必要のある歩道橋（健全度Ⅲ）は、優先順位を付けて本対策を行います。
- 4) 対策方法は変状の状況を十分に把握し、その範囲・規模については対策を満足する範囲で経済性を考慮し決定します。

表 6 本対策の代表例

部材	損傷例	本対策の代表例
鋼部材	腐食	再塗装工
	破断	あて板補強工
	ゆるみ・脱落	増し締め、取替工
コンクリート部材	ひび割れ	表面被覆工 ひび割れ補修工（注入工、充填工）
	鉄筋露出	断面修復工 はく落防止工（ネット工等）
支承	機能障害	支承取替工
	腐食	支承塗替工
橋面	路面ひび割れ	ひび割れ補修工
	路面の凹凸	舗装打換工
	踏み板の破損	踏み板補修工

(4) 主な対策内容

1) 当て板補強工

激しい腐食による鋼部材の減厚が生じた箇所に対し、腐食箇所を取り囲むようにあて板（添接版）を施すことにより鋼部材を補修する工法です。



写真 1-1 当て板工実施状況

2) ひび割れ補修工

ひび割れ部分にエポキシ樹脂材、ポリマーセメントなどの補修材料を深部まで注入し、ひび割れ部を塞ぐ工法です。

ひび割れを塞ぐことにより、劣化因子（水分、塩化物など）の侵入を防止し、コンクリートの耐久性を向上することができます。



写真 1-2 ひび割れ注入状況

3) 断面修復工

欠損した断面を下地処理後、コテ、ヘラなどによって断面修復材を塗り込んで断面を修復する工法です。

断面修復材料は、ポリマーセメントモルタルなどが用いられます。

大規模な断面欠損箇所に対しては、吹付工法を採用することもあります。



写真 1-3 断面修復状況

5. 対策費用

(1) 対策費用

個々の歩道橋の健全度や区分を考慮した効率的な措置を行います。

前述の「(3) 歩道橋修繕方針」に基づいた措置を行い、予算の平準化に配慮して各年度の対策費用を決定します。

6. 今後の取り組み

(1) 維持管理の更なる高度化、効率化

コスト縮減や維持管理の効率化を図るため、国土交通省「新技術情報提供システム (NETIS)」及び「点検支援技術性能カタログ」を活用する等、維持管理に関する最新のメンテナンス技術の積極的な活用を図ります。特に定期点検・補修設計については、国土交通省の「新技術利用のガイドライン (案)」を参考にしながら新技術等の活用を検討します。

- ・ドローンやAI技術等を活用した施設点検の効率化
- ・点検情報をデータベース化して損傷の進行性を把握し、長期的な維持管理の高度化
- ・修繕 (設計・工事) にあたり、新技術・新材料・新工法等で工程を短縮させ、品質及び施工性の向上

1) 修繕工法

令和7年度までに、管理する歩道橋のうち4橋で新技術を活用した修繕を進めます。従来技術を活用した修繕と比較して、溶接作業が不要となり工程の短縮及び経済性を向上させ、220万円程度のコスト縮減を目指します。

(2) 歩道橋の集約化・撤去

1) 検討方針

直近の点検結果により、歩道橋の健全性が悪化し、迂回路が存在して利用者が限定的な歩道橋について、今後、周辺状況や利用状況調査を踏まえて集約化・撤去を検討します。

7. 計画策定窓口等

(1) 学識経験者等の専門知識を有する者

島根県橋梁長寿命化修繕計画策定検討会委員 (令和4年9月現在)

松江工業高等専門学校	名誉教授	高田	龍一	
松江工業高等専門学校	環境・建設工学科	教授	大屋	誠
広島大学大学院工学研究院	社会環境空間部門	助教	小川	由布子
島根県技術士会			松崎	靖彦
島根県コンクリート診断士会			松浦	寛司

国土技術政策総合研究所道路構造物研究部	部長	福田	敬大
国土交通省中国地方整備局松江国道事務所	副所長	安川	雅雄
公益財団法人島根県建設技術センター	理事長	井田	悦男

(2) 計画策定窓口

〒690-8540 島根県松江市末次町 86 番地

松江市都市整備部建設総務課計画調整係 TEL(0852)55-5397